

たんぽぽふれす

～たんぽぽの会新聞～

2022年2月15日号

《たんぽぽの会とは》大分県北部近郊の発達障がいのある子どもの保護者とその支援者を中心としたグループです。子どもたちを地域の中で皆様と共に育てていきたいと考えています。どうぞよろしく。

お茶でも飲みに来ませんか？
毎月第3月曜日 10:00～12:00
【場所】如水 なすな児童クラブ

2022年も既に1か月が過ぎました。今年もどうぞよろしくお願ひします。オミクロン株が大流行していて、いつコロナの終息となるのか先が見えません。新しい生活様式に疲れや緩みがでてきますが、今一度、気を引き締めて頑張っていきたいと思います！

つくし園の最新情報を知ろう

昨年11月24日に大分県発達障がい者支援専門員の会(SVの会)の北部圏域の学習会に参加しました。SVの方だけではなく、保育士、保育コーディネーターやペアレントメンター、が情報交換や勉強会を行っています。

今回はつくし園の最新の状況を在宅支援センター「ホケット」の相談支援専門員の佐々木智子氏を迎えて、「一人ひとりにあった療育を目指して」というタイトルで講演していただきました。私たちの子どもの療育に深くかかわっていただいていた菅沼先生の逝去後、どのように変わったのかお話を伺いました。



- 医師
- 脳神経外科医 1名 (園長)
 - 小児科医 1名
 - 児童精神科医 1名
 - 精神科医 1名
 - その他 数名
 - 訓練士 16名 (PT・OT・ST)
 - 心理師 2名
 - 相談員 1名
 - 児童発達保育士 3名
 - 生活介護支援員 4名
 - 在宅部門看護師 2名

在宅支援/医療・外来部門 職員体制

医師は数人体制。新規患児は診察受付時に問診の内容に応じて、または、保護者の希望により担当医師が決まります。

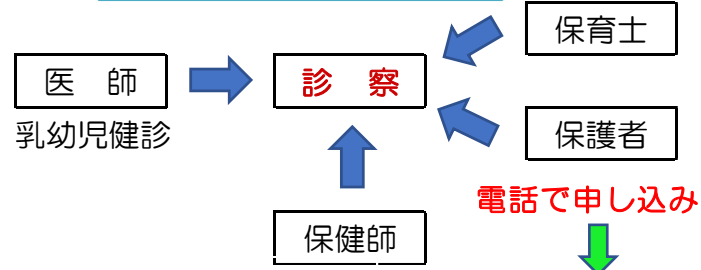
つくし園とは？

部門	つくし園	すぎな園
	児童	18歳以上
入所部門	医療型障がい児入所支援事業	療養介護事業所
通所部門	医療型児童発達支援事業	生活介護
在宅支援	日中一時支援	短期入所
医療・外来療育	診察・訓練・心理	

今から48年前、つくし園の前身である「つくしの家」からスタートしました。昭和58年肢体不自由児施設「つくし園」を開園。施設体系を変えて医療型児童入所施設「つくし園」となりました。18歳以上は「すぎな園」に移ります。



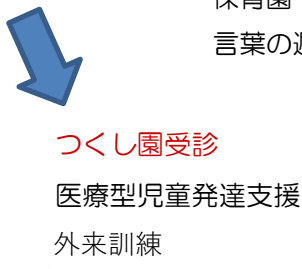
つくし園を利用するには？



つくし園利用の流れ

先天性な疾患のある児
医療機関からの紹介の場合

発達障がいなど
乳幼児健診で発達の遅れの指摘
保育園・幼稚園の集団活動が苦手
言葉の遅れ



診察においては、医師の指示により心理師が各検査を行い、それまでの成育歴や生活の様子等を総合的に判断して診断をします。診察では、障がい児サービスを利用する際の意見書作成、就学の際の診断書作成、特別児童扶養手当や障害基礎年金の診断書の発行をしていただけます。

先天性の疾患がある場合、大分医大や大分県立病院などを退院し在宅に戻ると、中津市民病院を受診し、地域でのフォローを受けます。その中で発達支援の必要な場合は、つくし園を紹介され療育が開始されます。

発達障がい等は乳幼児健診や集団生活で相談を受けるとつくし園を紹介されます。

まずは電話で申し込みをして問診票を記入し、返信してから予約調整後、診察になります。

医師が診察をして、心理士が検査を行います。そして診断名がつき、診断書や医師の意見書などを発行になります。

医療型児童発達や訓練は年度当初は就学等で空きが出るようになりますが、11月には待機となるくらいです。診察や診断書の発行は秋ぐらいから込み合っています。就学や進級で発達検査や診断書が必要になるからです。



発達が気になる子への
アウトリーチ型支援
— 医師・心理士の協働による
早期保育支援モデル



著者：久保田健夫
出版社：岩崎学術出版社
価格：2,420円

医師である著者と心理士によるアウトリーチ（訪問）支援チームの理論と実践報告を掲載。

児童発達の利用

宇佐市	中津市
保育園	児童発達 幼稚園・保育園
↓	↓ ↓
児童発達 週数回～毎日	保育園 児童発達 つくし園 訓練
↓	
保育園	



講演を聞いて

前園長の菅沼先生がお母さんの支援を志していました。お母さんたちの話を傾聴し、寄り添うスタイルをそのまま引き継いでくれています。

中津市、宇佐市に在住の方で児童発達支援の利用の状況が少し違うようです。保育園を前後に利用など、多様化しています。つくし園は施設支援も行っています。中津市は心理士の巡回相談も行っており、児童クラブからも相談があるそうです。また訓練士の方も支援が行えるそうです。



療育手帳の再判定の

時期が改正

令和4年1月1日から、療育手帳の再判定の時期が改正されました。18歳以降に判定を受けた方は、その後の再判定が不要になります。

令和3年12月末日までに判定を受けて、次回判定年月が定められた方へも経過措置があり、「次回判定」欄の書き換えが可能な方がいます。

詳しくは、お住まいの市町村の障がい福祉窓口、又は知的障害者 更生相談所へ相談してください。



16年前、中津市に夏休みの長期休暇の支援事業「さんぼ」のモデル事業をつくし園で行いました。たんぼの会もつくし園で行われていたため、教室がきっかけで結成され、長い間、つくし園の方々に支えていただいていたと改めて感じました。

最後に本の紹介をしてくださったので紹介します。